

大学共同利用機関法人自然科学研究機構勤務成績の評定に関する規程

平成16年4月1日

自機規程第 39号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第3条の規定により就業規則が適用される職員（以下「職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において勤務評定とは、人事の公正な基準の一環とするために、職員の執務について勤務成績を評定し、これを記録することをいう。

(実施者)

第3条 勤務評定は、機構長又は機構長が指定した者（以下「実施者」という。）が実施する。

(勤務評定の実施の除外)

第4条 勤務評定は、次の各号に掲げる職員については、実施しないことができる。

- 一 研究教育職員
- 二 臨時的雇用職員
- 三 その他機構が勤務評定を実施困難と認める職員

(勤務評定の結果の活用)

第5条 機構は、勤務評定の結果に応じた措置を講ずるに当たって、勤務成績の良好な職員については、これを優遇して職員の志気を高めるように努め、勤務成績の不良な職員については、執務上の指導、研修の実施及び職務の割当の変更等を行い、又は配置換その他適当と認める措置を講ずるように努めなければならない。

(勤務評定の種類)

第6条 勤務評定の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 定期評定
- 二 特別評定

(定期評定)

第7条 定期評定は、就業規則第9条に規定する試用期間中の職員（以下「試用期間中の職員」という。）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構任免規程（平成16年自機規程第34号）第8条により昇任された職員（以下「昇任職員」という。）以外の職員について、毎年度一定の期日に実施する。ただし、特別な事情があると認められる場合は、実施の期日を変更し、又は実施を翌年度以降に延期することができる。

る。

(特別評定)

第8条 特別評定は、試用期間中の職員及び昇任職員について、当該期間中の一定の期日に実施する。

2 前項に定めるもののほか、実施者が特に必要があると認める職員については、特別評定を実施することができる。

(評定の対象)

第9条 定期評定は、前回の定期評定の期日(その日が試用期間中であつた職員については、当該期間の満了の日の翌日)から当該定期評定の期日までの間における職員の勤務成績について、特別評定は、実施者が定める期間における前条に定める職員の勤務成績について実施する。

(評定の手続)

第10条 評定の手続は、評定(再評定を含む。)、調整(再調整を含む。)及び確認とする。

2 評定は、実施者が職員の監督者の中から評定者として指定した者(次項及び第5項において「評定者」という。)が行う。

3 調整は、実施者が評定者の監督者の中から調整者として指定した者(第5項において「調整者」という。)が、評定者の行った評定について不均衡があると認める場合に行う。

4 確認は、実施者が、第2項の評定及び前項の調整について審査し、適当と認める場合に行う。

5 再評定又は再調整は、実施者が第2項の評定又は第3項の調整について審査し、適当と認めない場合に、それぞれ評定者又は調整者に行わせる。

(記録)

第11条 勤務評定の結果は、文書により記録するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。